



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

税理士の節税策が報告義務づけ！？

5月26日の日本経済新聞朝刊に以下のような記事が掲載されていました。

【 企業の節税策に報告義務 政府検討 税理士・コンサルに 税逃れ防止へ罰金も 】

「政府は税理士に対し、企業に提供している節税策の報告を2017年度にも義務づける検討に入った。大きな税収減につながる節税を対象にし、報告を拒む場合は罰金も検討する。過度な節税へのけん制効果を見込み、税収減や企業間の不公平を和らげる。企業の租税回避の防止へ国際的な枠組みが整備されつつあることを踏まえ、米欧などと足並みをそろえる。」

記事によりますと、税理士などのコンサルタントが節税策を提供した場合、節税策を政府に報告することを義務づけ、報告を拒む場合は、罰金を科す制度を検討しているようです。政府は、報告を受けた節税策の情報をもとに、法制度を見直すようです。今までも、節税策が出るたびに、法改正をして塞いでいたのですが、より迅速に節税策を塞ぐ意図があるのでしょうか。それでは、どのような節税策が報告対象になるのでしょうか。記事では、1億円以上の節税策の場合や、節税策の見返りに割高な報酬を税理士に支払っている場合が対象になる可能性を示唆しています。罰金も海外を参考にして決定するようですが、アメリカでは5万ドルが罰金となっているようです。

国際的にも、先進国が加盟する経済協力開発機構（OECD）が企業の節税に対し厳しい措置を取っていますので、国際社会の圧力を受け、日本も節税に対する風当たりが厳しくなっていくのでしょうか。ただ、そもそも日本の税制が複雑なため、複雑な節税策が出てくるように思います。もう少し簡単な税制にしてほしいと思うのは私だけでしょうか。

「貿易」はチャンスがいっぱい、リスクもいっぱい・・・貿易事務のススメ

「従業員の国際結婚に出席するためリトアニアに行ったら魅力的な商材があった！」と、私の旧い友人でもあるS社長は電気工事業の傍ら、貿易業務に乗り出しました。昔から怖いもの知らずな奴です。この例はきっかけが極端ですが、取引先に付き合う形で、あるいは新規市場を開拓すべく、海外とビジネスを始めようという方もいらっしゃるかと思います。

で、S社長から私に「質問がある。」との電話が。税務のことかと思いきや、貿易実務の信用状発行依頼文言のことでした。実は私は貿易実務検定をライフワークにしているのでも、知っているのではと思ってくれたようです。彼の質問は、コンサルタントのアドバイスによると売主がかかる保険の証券に白地裏書を要求するというアドバイスの趣旨が理解できないとのことでした。白地裏書という言葉に「何か騙されているのでは？」との思いがよぎったようです。適用される貿易条件はC I P。コンテナ船を利用し、品物代+船賃+保険料込の代金を支払う条件のことで、在来船ならC I Fと呼ばれる条件です。こちらの呼び名ならご存知の方も多いのでは。

この条件ですと売主が保険契約をしますから、その保険証券に記載される保険金請求人は売主です。一方売主はS社長から保険料込の代金が船積と同時に回収されますから、実は保険期間開始前（＝出航前）に資金回収できてしまいます。そうなりますと航海中の保険事故発生時には資金負担者であるS社長が保険金請求人になれないと困る訳です。そこで保険証券に白地裏書をしてもらい、保険権利が移転していることを記載したうえで買主であるS社長に送ってもらう必要があります。「それならS社長を名宛人にして裏書すればよいのでは？」という疑問もありましょう。船が到着前に売却先が見つかったときに、白地裏書ならそのまま船荷証券+保険証券を買主に譲渡できるからです。ちなみに手形と異なり保険証券の裏側には保険文言がびっしりでそこに裏書が上書きされます。